

第4章 景観重要建造物の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

歴史・文化的な価値を有し、市民に親しまれている建造物で、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定します。歴史・文化を今に伝える建造物等を中心として、地域住民等の発意の元に、指定することが望ましい建造物を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めます。

第5章 景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森等、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定します。

特に河川の景観軸、水と緑の拠点周辺においては、地域住民等の発意の元に、シンボルとなる樹木や、良好な景観の形成に寄与する樹木等、指定することが望ましい樹木を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めます。

第6章 景観協議会の設置の方針

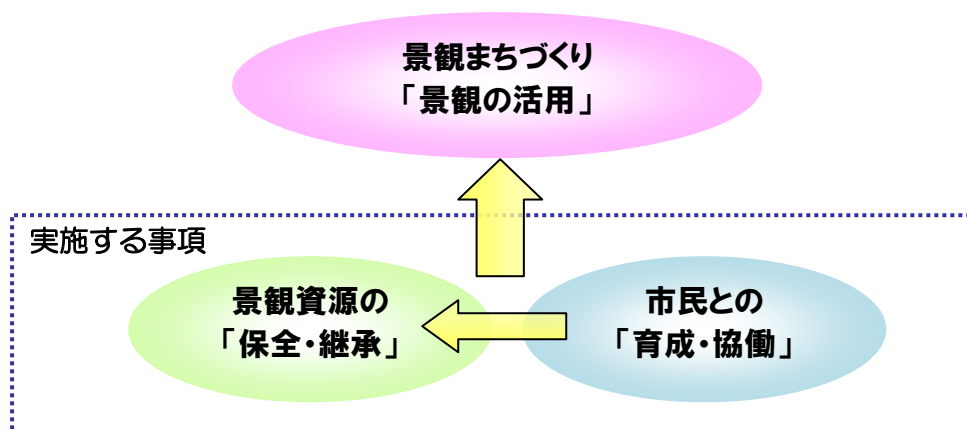
(法第15条関係)

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために協議を行う必要があるときは、景観協議会を組織します。

景観協議会は、公共施設管理者などで構成され、その他必要に応じて、関係行政機関や公益事業者、学識経験者、住民その他良好な景観形成のための活動を行う者を加えます。

第7章 景観形成の推進に向けて実施する事項

景観形成に関する方針に掲げる目標に向け、景観まちづくりを進めるにあたり、市民との協働により、これまで培ってきた様々なまちづくり活動と連携しながら、継承してきた歴史・文化、自然景観を「保全・継承」していくために、市民との「育成・協働」により「景観を活用」していくことで、総合的に展開していくこととします。



7-1 市民との育成・協働にかかる実施事項

●これまでの市独自の景観まちづくり活動との連携

これまで、本市においては様々な景観に関わるまちづくり活動が展開されており、今後もこれらの活動を継続的・発展的に実施して行くとともに、これらの活動と連携し、景観シンボルの創造や市街地緑化、地域美化など、本市の景観づくりを推進していきます。

実施しているまちづくり活動	連携していく景観づくり
・ 光のまちづくり	景観シンボル・資源の創造
・ 花のまちづくり	
・ ボランティア公園	市街地緑化・美化、花のある景観づくり 市街地美化・地域美化
・ アダプションプログラム	
・ 88サイクル駅伝	地域の特徴的な景観づくり



●市民による景観まちづくり活動の推進

景観に対する市民の高い意識を醸成していくため、市民による主体的な景観まちづくりを推進していくこととして、以下のような取組を進めます。

・景観づくり協定等の締結の推進

景観まちづくりの熟度の高い地域では、地域住民同士での景観協定や景観地区などの地域独自のルールづくりに展開していくことを推進します。

・景観まちづくり活動に対する支援

市民の積極的な景観まちづくり活動を実施するにあたり、環境分野や伝統・文化といった多様な分野との連携を図りながら、市の景観の一部としてその活動に応じた総合的に支援をしていきます。

・景観アドバイザーの派遣

景観形成活動の支援を図るため、国等の景観アドバイザーを活用した派遣を実施していくとともに、善通寺市独自のアドバイザーの設置・派遣についても検討していきます。

地域での景観形成活動やセミナー等により景観に関する普及・啓発を実施する場合に、景観アドバイザーと連携した支援をしていきます。

・市民景観協力員制度の創設

景観形成にあたり、その活動をボランティア的に協力していく市民について、協力員制度として、市に人材登録を行い、景観形成活動への支援体制の構築を推進します。

●景観に関する意識啓発の推進

景観まちづくりを市全体に普及・啓発していくため、以下のような取組を進めます。

・景観に関する講演会やシンポジウムの開催

景観に関する講演会やシンポジウムを実施し、市民に景観について関心を持ち、考える場を提供することで、景観まちづくりについての市民意識の醸成を図ります。

・景観学習の推進、景観出前講座の実施

市内に立地する大学や高校、専門学校、小中学校と連携して、景観学習を推進するとともに、生涯学習や市民講座などと連携して、景観出前講座なども実施し、市民の景観学習の場の形成を図ります。

なお、学習や講座の開催にあたっては、市内の大学や地域等の人材と連携をして実施していきます。

・表彰制度の創設・景観 100 選の選定

景観資源や景観まちづくりの良好な事例については、景観 100 選を選定したり、景観まちづくり活動の表彰制度について設置し、市民の景観づくりへの意欲を醸成し、市民にわかりやすい周知をしていきます。

・ 景観ウォッチング・写真展・絵画コンテストなどの開催

景観アドバイザー等と連携した景観ウォッチングの開催や、市主催の景観写真展や絵画コンテストなどを開催し、市全体での景観まちづくり活動の醸成を図ります。

・ 景観フォトライブラリーの作成・景観 88 箇所写真めぐり

市内の数多くの景観資源を記録として保存するとともに、市民が気軽に利用できるフォトライブラリーの整備を進めるとともに、霊場めぐりにちなんだ景観 88 箇所写真めぐりなど、市民の参加意欲を上げるイベントの開催を進めます。

7-2 景観資源の保全・継承にかかる実施事項

● 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

4 章、5 章の指定の方針に基づき、市内にある建造物や樹木において、景観上重要であり保全の必要が高いものについて、景観重要建造物及び樹木の候補としてリスト化するとともに、必要に応じて指定の検討を行います。

● 景観重点地区の指定

地区内に景観資源を有し、市の景観上重要であり、住民等の景観まちづくりへの意識が非常に高い地区かつ協力的な地区においては、景観重点地区として指定を行い、現在の届出の義務だけでなく、規制・勧告など必要に応じた取り組みを実施していきます。

● 景観資源リストの整備と定期的な情報把握

市内の景観資源の状況を記録し、今後の世代に継承していくため、景観資源リストを作成し、更新可能な形での整備を図ります。

また、リストに挙げられる景観資源の状況を十分に把握しておくため、定期的な状況把握を行うための体制構築を図ります。

7-3 景観形成に向けた推進体制

景観形成に向けた取組を進めていくにあたっては、行政のみならず、市民との協働で取り組んでいくことは基本事項としていることから、以下のようなそれぞれの役割を位置づけるとともに、推進体制としての関係機関の設置を検討していきます。

● 市民・事業者・行政の役割

市総意の景観まちづくりに取り組んでいくためにも、市民及び事業者は景観まちづくり活動への参加や情報発信、景観重要建造物・樹木や景観重点地区の指定の提案等を行うとともに、日常生活や事業活動において、景観づくりへの配慮を行います。

また、行政においては、景観担当部署による積極的な取り組みとともに、横断的な庁内調整会議の設置や専門家の活用・派遣、届出制度における窓口業務の実施等を行います。

●景観審議会の設置

景観計画の内容を適切な運用を図っていくため、市長の諮問に応じ、景観形成に関する重要事項を調査・審議するため、善通寺市景観審議会を設置します。

<審議内容>

- ・ 景観計画の変更
- ・ 景観重要建造物・樹木の指定及び指定解除に際しての意見聴取
- ・ 法第 16 条第 3 項の規定による勧告
- ・ その他景観形成において重要な事項について など

●景観整備機構（法第 9 2 条）

市は民法第 34 条の法人または N P O のうち、次に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により「景観整備機構」として指定することができます。

<事業内容>

- ・ 景観形成に関する情報提供、相談、その他援助
- ・ 良好な景観の形成にかかる調査・研究
- ・ 良好な景観の形成のための協定に関する助言・指導
- ・ その他、良好な景観形成を促進するために必要な業務 など

●景観協議会（法第 1 5 条）

景観計画区域において、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観協議会を設けることができます。

設置においては、7 章の方針に基づき設置するものとします。景観行政団体（善通寺市）、公共施設管理者、景観整備機構、関係する他の公共団体、必要に応じて公益事業者（観光関連団体、商工関連団体、農林漁業団体、電気事業者等）、市民等の関係者を加えて組織されます。様々な立場の関係者が良好な景観形成に関する協議を行うことが重要となります。

なお、景観協議会で合意された事項については、協議会の構成員に法的な尊重義務が発生します。